

就学援助制度について

1 就学援助制度とは？

経済的な理由によって就学困難な児童及び生徒の保護者に、学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費等を援助する制度です。

(1) 対象者

生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯で、子どもを小中学校に通学させるのにお困りの保護者

世帯の例) 一人親世帯（児童扶養手当の支給を受ける世帯）、
市民税の非課税世帯、市民税の減免を受ける世帯、
国民健康保険税の減免を受ける世帯 など

※家族構成や世帯人数、年齢など様々な条件により認定基準所得が世帯ごとに異なります。認定審査を行い、一定の基準所得以下の世帯と教育委員会が認める場合に認められます。

(2) 援助できる学校の費用

学校給食費、学用品費・通学用品費、校外活動（遠足）費、新入学用品費（小学1年生・中学1年生のみ）、修学旅行費（小学6年生・中学3年生のみ）

※年間の援助費を学期末ごとに、数ヶ月分をまとめて支給します。

学校諸経費の集金を免除する制度ではありませんので、月々の学校納入金は必ず納入してください。

(3) 申請窓口

通学する学校 または 碧南市教育委員会庶務課

（小学校新1年生で新入学用品費の入学前支給を希望の方は碧南市教育委員会庶務課）

(4) 申請時期

新規申請 4月8日まで（新入学用品費入学前支給を希望の方は**1月9日（金）まで**）

継続申請 3月13日まで（前年度に引き続き制度を利用する場合。継続申請の方で新入学用品費の入学前支給を希望の方は**1月9日（金）まで**）

※年度ごとに申請が必要です。なお、年度の途中でも申請は随時受け付けますが、認定となった場合は申請月から援助開始となり、月割りで計算された援助費を支給します。

(5) 注意事項

就学援助制度の認定審査は、同住所に住んでいる全員の所得を確認して行いますので、所得が不明な方がいる場合は審査することができません。そのため、市・県民税の申告を必ず済ませてください。なお、収入がない場合でも申告が必要となります。

申告の手続きについての詳細は**税務課市民税係**にお問い合わせください。

問合せ先

碧南市教育委員会

庶務課庶務係 就学援助担当

TEL 0566(95)9917

E-mail kshomuka@city.hekinan.lg.jp